

徳島県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ラ・ムー上板店
 所在地 板野郡上板町椎本字亀ノ本二二番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田二九七番地一	大賀 昭司

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田二九七番地一	大賀 昭司

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和七年五月四日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、六三九平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要											
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		施設の運営方法に関する事項	
位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	容量		
駐車場の自動	出入口の数	三箇所	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一三五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五六台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一〇〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四・四〇立方メートル	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
小売業を行う者の閉店時刻	小売業を行う者の閉店時刻	間	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一三五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五六台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一〇〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四・四〇立方メートル	小売業を行う者の閉店時刻	間
乗客が駐車場を利用することができる時間帯	出入口の数	三箇所	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一三五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五六台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一〇〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四・四〇立方メートル	乗客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

		車の出入口	位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		縦覧に供する添付書類に示すとおり	
		午前五時から午後十二時まで及び午前零時から午後十二時まで(二十四時間)	

二 届出年月日

令和六年九月三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課
ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。